福山市役所本庁舎行政棟エレベーター広告掲出に係る実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、福山市役所本庁舎行政棟エレベーター広告の掲出に関して、福山市広告事業実施要綱（２０１２年（平成２４年）１２月１８日制定。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) エレベーター広告　エレベーター（福山市役所本庁舎行政棟のエレベーター（１号機から５号機までに限る。）をいう。以下同じ。）の内部壁面に設けた広告板（以下「広告板」という。）に掲出するポスター広告をいう。

(2) 広告主　エレベーター広告の掲出を行う者をいう。

(3) 広告取扱者　広告主の募集・決定、広告原稿の事前確認、広告原稿の納入、広告主との調整など、エレベーター広告の掲出に関し必要な業務を行う事業者をいう。

(4) 広告掲出料　エレベーター広告業務の取扱い契約に係り、市に支払う金額をいう。

(5) 使用許可　福山市財産管理規則（昭和４１年福山市規則第１０号）第２３条の規定による使用許可をいう。

(6) 使用料　使用許可に係る使用料として、福山市行政財産の使用料に関する条例（昭和４１年福山市条例第２２号）第２条の規定に基づいて算出した額をいう。

（広告の掲載基準）

第３条　広告主及び広告の内容の基準は、実施要綱及び福山市広告掲載基準（２０１２年（平成２４年）１２月１８日制定。以下「市基準」という。）に定めるところによる。

２　広告取扱者は、広告内容審査のための必要な基準と審査体制を有さなければならない。

３　前項の審査基準は、実施要綱第４条及び市基準と同等であること。

４　本市の区域内に営業拠点を持つ企業又は事業者等の広告を優先すること。

（募集及び申込方法）

第４条　エレベーター広告の掲出場所及び掲出期間並びに募集及び申込に関する方法は、福山市役所本庁舎行政棟エレベーター広告掲出に係る募集要項（以下「募集要項」という。）で定める。

（広告取扱者の決定）

第５条　市長は、申込があったときは、エレベーター広告の広告取扱者として適当であると

認められた者を対象に入札等を実施し、当該入札等に係る金額が予定価格以上かつ最も高額な者を広告取扱者として決定する。

２　最も高額な金額を提示した者が２者以上の場合は、くじにより決定するものとする。

３　広告取扱者は、自己の権利を他人に譲ることはできないものとする。

（契約の締結）

第６条　市長は、前条の規定により決定した広告取扱者とエレベーター広告掲出に関し、契約を締結するものとする。

（広告掲出料の納付）

第７条　広告取扱者は、市長が指定する期日までに、広告掲出料を納入しなければならない。

（行政財産の目的外使用許可）

第８条　広告取扱者は、エレベーター広告を掲出するに当たっては、広告板に係る使用許可を受けなければならない。

２　前項の規定により、使用許可を受けた広告取扱者は、市長が指定する期日までに、使用料を納入しなければならない。

（広告の掲出）

第９条　広告取扱者は、募集要項に指定する規格及び期間で、広告を掲出するものとする。

２　広告原稿は、広告主又は広告取扱者の責任及び負担で作成するものとする。

３　広告原稿にイラスト、写真、ロゴ等を使用する場合は、広告主又は広告取扱者において著作権肖像権等の確認を行い、著作権料等が発生する場合は広告主又は広告取扱者の負担とするものとする。

（広告掲出の留意事項）

第１０条　広告取扱者は、広告主の募集に当たっては、自らが広告の募集者であることを明らかにして、市が広告の募集者であるとの誤解が生じることがないよう努めなければならない。

２　広告取扱者は、広告の募集、審査、選定及び掲出並びに掲出した広告に係る苦情の対応を行わなければならない。

３　広告主及び広告内容については、広告取扱者が審査のうえ、決定するものとする。

（広告掲出決定の取消し）

第１１条　市長は、広告取扱者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該広告取扱者の決定を取消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲出料の納付がないとき。
(2) 広告取扱者が、広告掲出料の納付期日までに広告掲出を辞退したとき。
(3) その他、広告掲出が適当でないと市長が判断したとき。

２　市長は、前項の規定により広告掲出の決定を取消したときは、広告取扱者に通知するものとする。

３　第１項の規定による取消しにより生じた広告取扱者の損害について、市は賠償しない。

（広告掲出料の返還）

第１２条　前条の規定により、広告の掲出を中止した場合は、既納の広告掲出料は、返還しないものとする。ただし、広告掲出が決定した後、市の業務上やむを得ない事由が生じ、広告の掲出を中止したときは、この限りではない。

（広告取扱者の責務）

第１３条　本事業に当たっては、広告取扱者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 第三者の権利の侵害、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
(2) 本事業により市又は第三者に損害を与えたときは、広告取扱者の責任でその損害を賠償しなければならない。ただし、市の責めに帰す場合はこの限りではない。
(3) 事業の実施に係る権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ市長の承諾を得た場合は、この限りではない。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は、２０１９年（令和元年）１１月２０日から施行する。

附　則

この要綱は、２０２４年（令和６年）４月１日から施行する。